

29医務第1900号
平成30年3月22日

公益財団法人愛知県がん研究振興会
理事長 丹羽 康正 様

愛知県知事 大村秀章

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年3月22日 から 平成35年3月21日 まで

11-2-55

RECEIVED
NOV 2 1955

COMMUNICATIONS

COMMUNICATIONS SECTION
U.S. AIR FORCE
WASHINGTON, D.C.